

法律名	騒音規制法
施行日	昭和43年 平成15年改正
目的	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。(第1条)
対象者	著しい騒音を発生する工場及び事業場、あるいは著しい騒音を発生する建設作業を行う事業者
規制対象 事業規模	騒音を発生する機械の種別や出力等によって、規制基準が適用される。
規制内容等	<p>都道府県知事は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺の地域など住民の生活環境を保全する必要があると認める地域（指定地域）に関しては、昼間、夜間その他の時間の区分ごとに規制基準を定めており（第3条、第4条）、指定地域内の工場の設置責任者は、規制基準を遵守しなければならない（第5条）。</p> <p>指定地域内に特定施設を設置する場合は、施設設置工事開始日の30日前までに以下の事項を市町村長に届けなければならない。（第6条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 氏名又は名称及び住所並びに法人代表者氏名</li> <li>2) 工場又は事業場の名称及び所在地</li> <li>3) 特定施設の種類ごとの数</li> <li>4) 騒音の防止の方法</li> <li>5) その他環境省令で定める事項</li> </ul> <p>特定施設とは、工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であり、バイオマス関連では以下の機械が該当すると考えられる。（施行令第1条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1) 空気圧縮機及び送風機（出力7.5KW以上）</li> <li>2) 穀物用製粉機（ロール式、出力7.5KW以上）</li> <li>3) 木材加工機械（ドラムバーカー、チッパー（出力2.25KW以上）、碎木機、帯のこ盤（製材用は出力15KW以上、木工用は出力2.25KW以上）、丸のこ盤（製材用は出力15KW以上、木工用は出力2.25KW以上）、かんな盤（出力2.25KW以上）</li> </ul>

対象資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、家畜排せつ物、食品廃棄物、水産物残さ、下水汚泥、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	機械的加工、熱化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、生産、運営管理（騒音管理）
関連法	<p>特定工場における公害防止組織の整備に関する法律</p> <p>* 騒音発生施設のうち、常時使用する従業員の数が 21 人以上の場合、公害防止統括者及び有資格である公害防止（主任）管理者の選任と届出が必要とされている。</p>